

世田谷区告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-5

2 変更の区間

世田谷区駒沢二丁目1050番50の内

3 変更の区域

延長 7.46メートル

幅員 0.00メートルから0.17メートルまで

面積 0.73平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年5月29日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 駒沢二丁目28番

